第二十条中「第二十三条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第二十七条とし、第十九条の次に次の七条を加える。

（指定事項）

第二十条　法第二十三条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　指定対象特定農林水産物等の名称について法第二十九条第一項第二号ロの該当の有無

二　指定対象特定農林水産物等の名称について法第二十九条第一項第二号ロに該当する場合には、次に掲げる事項

イ　第六条第二項第二号イからヘまでに掲げる事項

ロ　指定をすることについての商標権者又は専用使用権者の承諾の年月日

（指定対象特定農林水産物等に係る意見書の様式）

第二十一条　法第二十五条の意見書は、別記様式第十号により作成しなければならない。

（指定対象特定農林水産物等に係る学識経験者からの意見聴取）

第二十二条　農林水産大臣は、法第二十七条第一項又は第二項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、第十条の学識経験者の名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（指定に係る再公示等）

第二十三条　農林水産大臣は、法第二十四条の規定による公示をした後当該公示に係る特定農林水産物等についての指定をするまで又は指定をしないこととするまでの間において、法第二十三条第二項各号に掲げる事項に実質的な変更があったときは、改めて法第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定による手続を行わなければならない。

（指定対象特定農林水産物等の名称を保護すべきでない場合）

第二十四条　法第二十九条第一項第二号ハの農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　動植物の品種の名称と同一の名称であって、指定対象特定農林水産物等の生産地について誤認させるおそれのあるものである場合

二　不正競争防止法第二条第一項第一号又は第二号に掲げる行為を組成する名称である場合

三　締約国との条約その他の国際約束において保護すべきものとされなかった場合

（指定の変更）

第二十五条　法第三十一条第二項の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

一　行政区画又は土地の名称の変更に伴う指定に係る特定農林水産物等の生産地の名称の変更

二　指定に係る特定農林水産物等の名称が法第二十九条第一項第二号ロに該当する場合において、当該指定後に同号ロに規定する登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されたときにおける当該専用使用権の専用使用権者の氏名又は名称の追加

三　誤記の訂正

四　前三号に掲げるもののほか、法第二十三条第二項第二号から第六号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わない変更

2　法第三十一条第二項において読み替えて準用する法第二十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　指定の年月日

二　指定に係る特定農林水産物等の区分

三　指定に係る特定農林水産物等の名称

3　第二十一条から前条まで（法第三十一条第一項の規定による指定の変更に係る事項が第一項各号に掲げる事項である場合にあっては、第二十一条から第二十三条までの規定を除く。）の規定は、法第三十一条第一項の規定による指定の変更について準用する。この場合において、第二十一条中「別記様式第十号」とあるのは、「別記様式第十一号」と読み替えるものとする。

（法第三十二条第一項の規定による指定の取消しへの準用）

第二十六条　第二十一条及び第二十二条の規定は、法第三十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第二十一条中「別記様式第十号」とあるのは、「別記様式第十二号」と読み替えるものとする。

別表様式三を次のように改める。

様式三（第四条関係）

(1)　外側の円の直径は、15mm以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。

(2)　標章中AからFまでの部分の大きさは、次の表の左欄に掲げる部分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める大きさとする。

部分	大きさ
A	外側の円の直径の一万分の六百七十五倍
B	外側の円の直径の一万分の四千五百十六倍
C	外側の円の直径の一万分の二千百八十二倍
D	外側の円の直径の一万分の三千八百八十八倍
E	外側の円の直径の一万分の五百五十倍
F	外側の円の直径の一万分の五千六百六倍

(3)　イ、ロ、ハ及びニの部分並びに「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」の文字の色は黒色（食品衛生上の事情その他の事情から他の色とすることが相当であると認められる場合は、当該色。）とする。